

満天よりおしらせ

# 2019年10月1日消費税10%になる 予定です

でも、知っていますか？  
知らなきゃ損です！！

2019年3月31日までに契約すれば

# 2019年10月1日以降も消費税8%のまま となる特別経過措置があります。

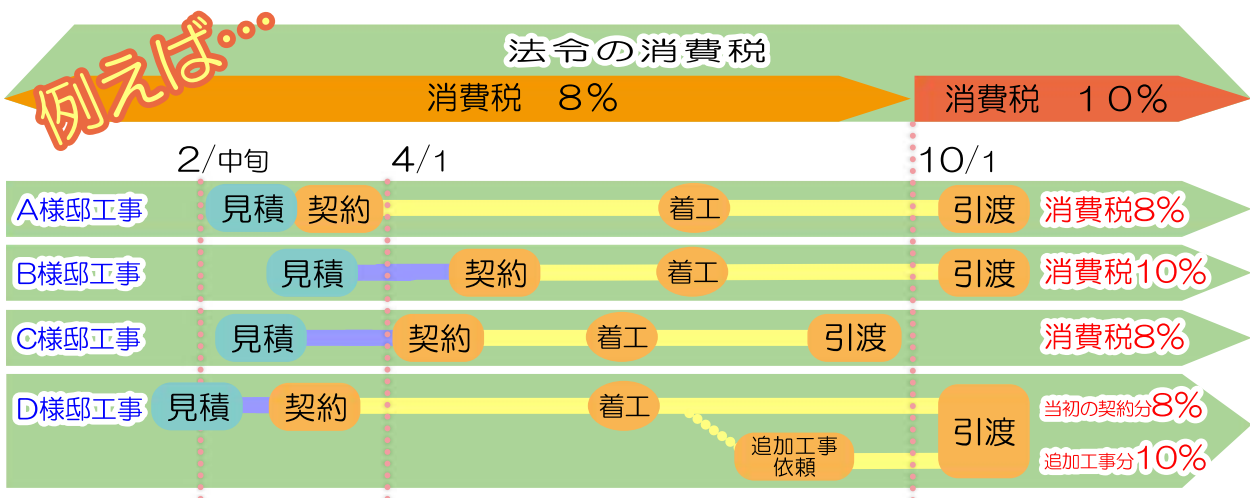
質問：そもそも、外壁屋根工事の場合 どの時点で消費税が上がるの？

答え①：「引渡日」（工事完了）の時点での消費税が適用されます。

契約日や着工日ではありませんのでご注意！

答え②：ただし、消費税引き上げの「半年より前」に締結した契約は、  
消費税引き上げ後も旧税率が適用されます。

つまり3月31日以前のご契約 ※ 増税日の半年前を指定日とし、それより前の契約は旧税率が適用されます。  
これを特別経過措置と言います。



予想される状況  
ほとんどの場合  
問題なく  
ご依頼いただけます

締め切り直前  
駆け込み急増  
見積もり・ご契約の日時  
など御希望に添えない  
場合がございます。

混雑必至！  
9月31日までに  
完工を希望されるご依頼  
が急増します。  
8・9月は台風の影響など  
で、工期が延びる可能性  
も視野に入れ余裕をもって  
ご依頼ください。

大混雑必至！  
9月31日までに  
完工をご希望でも  
お約束出来かねます。  
品質を落とす事になる  
急ぎ工事は行いません  
ので何卒ご理解下さい。

2019年春期は、  
駆け込み急増が予想されます。  
5→8%増税の際は、  
ご依頼をお断りさせて頂いた  
こともございました。  
ぜひ、お早めのご検討を  
お勧めいたします。

工事は余裕をもってご依頼ください！